

愛媛県工事執行事務取扱規程細則

(趣旨)

第1条 本細則は、愛媛県工事執行事務取扱規程(令和2年6月愛媛県訓令第13号。以下「規程」という。)第10条の規定に基づき、工事の執行手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式等)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、様式に掲げる項目をすべて満たすものに限り、追加事項の記載及び体裁の変更を行うことができるものとする。

書類の種類	様式
1 規程第3条第1項の工事執行伺	工事執行伺(様式第1号)
2 規程第3条第2項の工事計画概要書	工事計画概要書(様式第2号)
3 規程第4条第1項第1号の入札参加資格条件設定調書	入札参加資格条件設定調書(様式第3号)
4 規程第4条第1項第1号の指名業者(随意契約業者)一覧表	指名業者(随意契約業者)一覧表(様式第4号)
5 規程第4条第1項第3号の工事概要書	工事概要書(様式第5号)
6 規程第4条第5項の入札参加資格条件等決定書	入札参加資格条件等決定書(様式第6号)
7 規程第5条第1項の工事変更執行伺	工事変更執行伺(様式第7号)
8 規程第7条第1項の入札執行表	入札執行表(様式第8号)
9 規程第9条第1項の工事中止(延期)伺	工事中止(延期)伺(様式第9号)
10 規程第9条第1項の工事中止(延期)報告書	工事中止(延期)報告書(様式第10号)
11 規程第9条第2項の工事中止(延期)決裁通知書	工事中止(延期)決裁通知書(様式第11号)
12 規程第9条第3項の工事中止通知書	工事中止通知書(様式第12号)
13 規程第9条第4項の工事中止解除通知書	工事中止解除通知書(様式第13号)
14 規程第9条第4項の工事中止解除報告書	工事中止解除報告書(様式第14号)

2 前項の規定にかかわらず、1件の設計金額が5億円以上の工事に関しては、入札参資資格条件設定調書(様式第3号)に替えて、別記参考様式に掲げる項目をすべて満たす任意様式を使用することができるものとする。

附 則

本細則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係） 工事執行伺

（その1）本庁執行工事

分類記号					保 存			年				
完 結	年 月 日			立 案	年 月 日							
決 裁 欄	知事	副知事	部長	局長	課長							
合議先												
工 事 執 行 伺												
次の工事を別冊設計書のとおり執行いたしたい。												
年 度	年度		会 計		一般・特別							
科 目	款 項		目 節									
設計番号	第 号		指 定 予 算		¥							
路線名等			設 計 金 額		¥							
工 事 名	工 事		設計 金額 の内 訳	請負対象額	¥							
工事箇所	市 町 郡				¥							
施行方法					¥							
								決 裁	年 月 日			
								決裁設計書送付	年 月 日			

注 決裁欄及び合議先欄は、適宜変更すること。

(その2) 地方局執行工事

分類記号				保 存	年			
完 結	年 月 日			立 案	年 月 日			
決 裁 欄	局 長	部 長						
合議先								
工 事 執 行 伺								
次の工事を別冊設計書のとおり執行いたしたい。								
年 度	年度	会 計		一般・特別				
科 目	款 項 目 節							
設計番号	第 号	指定予算		¥				
路線名等			設計金額		¥			
工事名	工事		請負対象額		¥			
工事箇所	市 町 郡	設計金額の内訳			¥			
					¥			
施行方法					¥			
				入 札 条 件	工期	日		
					貸与品及び支給材料			
					調査基準価格又は最低制限価格の別	調査基準価格・最低制限価格		
					前払金	請負代金額の 割以内		
					部分払	工事中 回以内		
					入札保証金	不要・要（入札金額又は見積金額の $\frac{5}{100}$ 以上）		
					契約保証金	不要・要（請負代金額の $\frac{10}{100}$ 以上）		
				そ の 他				
				決 裁	年 月 日			

注 決裁欄及び合議先欄は、適宜変更すること。

様式第2号（第2条関係） 工事計画概要書

工 事 計 画 概 要 書

地方局長

年 度	年 度	会 計	一般・特別	工 事 の 執 行 状 況								
支出科目	款 項 目 節			総事業費	(年度～ 年度)					千円		
設計番号	第 号	設計金額		内	実施済事業費	(前年度まで)					千円	
路線名等	内		請負対象額		事業費						千円	
工事名	内		円	内	本年度 計画	本工事費						千円
工事箇所	郡市	町	大字			本 工 事 費 の 内 訳	設計番号	工事内容	請負金額	契約(予定) 年 月 日	請負者	
工 期	前 払 金		円						千円			
新規、継 続の別	継続の場合 前回施工者		円									
工事計画 の概要	部 分 払											
	回											
	残事業費									千円		
	そ の 他 付 記 事 項											

様式第3号（第2条、様式第6号関係） 入札参加資格条件設定調書

（その1）単体発注

入札参加資格条件設定調書

課長

入札に付する事項	工事名		
	工事場所		
	工期	工事開始日	
		工期末日	
	予定価格		
入札参加資格	(1) 設計業務等の受託者	商号	
		住所(本社)	
	(2) 建設業許可	許可業種	
		許可区分	
		本店等区分	
		本店等所在地	
	(3) 経営事項審査	建設工種の種別	
		その他（経審）	
	(4) 格付け	格付け業種	
		格付け等級	
		その他（格付け）	
	(5) 施工実績	工事の種類等	
		出資比率等	
	(6) 配置予定技術者の資格等及び従事経験（過去15年間）	種類	
		法令による資格・免許等	
従事経験			
その他			

注1 調書の作成者名は、適宜変更すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

上記について、 年 月 日開催の地方局業者選定等審査会（地方機関業者選定等委員会）において決定した。

委員長（副委員長）

(その2) 共同企業体発注

入札参加資格条件設定調書

課長

入札に付する事項	工事名			
	工事場所			
	工期	工事開始日		
		工期末日		
予定価格				
入札参加資格	施工体制			
	設計業務等の受託者	商号		
		住所(本社)		
	構成員の種類		代表者である構成員	代表者以外の構成員
	(1) 建設業許可	許可業種		
		許可区分		
		本店等区分		
		本店等所在地		
	(2) 経営事項審査	建設工事の種類別		
		その他(経審)		
	(3) 格付け	格付け業種		
		格付け等級		
		その他(格付け)		
	(4) 施工実績	工事の種類等		
		出資比率等		
	(5) 配置予定技術者の資格等及び従事経験(過去15年間)	種類		
		法令による資格・免許等		
従事経験				
その他				

注1 調書の作成者名は、適宜変更すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

上記について、年 月 日開催の地方局業者選定等審査会(地方機関業者選定等委員会)において決定した。

委員長(副委員長)

様式第4号（第2条、様式第6号関係） 指名業者(随意契約業者)一覧表

指名業者(随意契約業者)一覧表

課長

設計番号	工事名	施工箇所			設計金額	請負対象額				
第 号	工事	市 町 郡	大字	地内	円	円				
商号又は名称	代表者氏名	格付	営業所所在地	理由	指名回数	落札回数	契約総額	手持工事		
								工事数	請負金額	進ちよ く 率
							千円		千円	%

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 「指名回数」、「落札回数」及び「契約総額」欄は前年度分を記入すること。

(1件の設計金額が1,000万円以上の場合)
 上記について、 年 月 日開催の地方局業者選定等審査会（地方機関業者選定等委員会）において決定した。

委員長（副委員長）

様式第5号（第2条関係） 工事概要書

工 事 概 要 書				主管課名	課	課 長					
年 度	年度	会 計	一般・特別	工 事 の 執 行 状 況							
支出科目	款 項 目 節			総事業費	(年度～ 年度)					千円	
設計番号	第 号	設計金額		内	実施済事業費	(前年度まで)					千円
路線名等	内 訳		請負対象額		事業費						千円
工事名						本工事費					
工事箇所	郡市	町	大字	内 訳	本年度 計画	本工事費の内訳	設計番号	工事内容	請負金額	契約(予定) 年 月 日	請負者
									千円		
工 期			部分払								
新規、継続の別	継続の場合 前回施工者				残事業費						千円
工 事 の 概 要				そ の 他 付 記 事 項							

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第6号（第2条関係） 入札参加資格条件等決定書

入札参加資格条件等決定書			
			第 号 年 月 日
様			
請負者等選定主管課（室）長			
工事 1	設計番号	第 号	
	工事名	工事	
	施工箇所	市 郡 町	大字 地内
工事 2	設計番号	第 号	
	工事名	工事	
	施工箇所	市 郡 町	大字 地内
工事 3	設計番号	第 号	
	工事名	工事	
	施工箇所	市 郡 町	大字 地内
工事 4	設計番号	第 号	
	工事名	工事	
	施工箇所	市 郡 町	大字 地内
工事 5	設計番号	第 号	
	工事名	工事	
	施工箇所	市 郡 町	大字 地内
入札参加資格条件 又は指名業者 又は随意契約業者		別紙のとおり。	

注1 工事欄は、適宜変更すること。

2 別紙は、一般競争入札の場合は様式第3号（1件の設計金額が5億円の工事は任意様式でも可）を、指名競争入札又は随意契約の場合は様式第4号を用いること。

様式第7号（第2条関係） 工事変更執行伺

（その1）本庁執行工事

分類記号						保 存	年										
完 結	年 月 日					立 案	年 月 日										
決 裁 欄	知事	副知事	部長	局長	課長												
合議先																	
工 事 変 更 執 行 伺																	
次の工事について別冊設計書のとおり変更（第 回）いたしたい。																	
年 度	年度		会 計			一般・特別											
科 目	款 項 目 節																
設計番号	第 号		前設計金額			¥											
路線名等			内 訳	請負対象額		¥											
工 事 名	工 事			変更設計金額		¥											
工事箇所	市 町 郡		内 訳	請負対象額		¥											
						¥											
施行方法	既定請負者と随意 契約		請負 代金 額	前 回		¥											
				変 更 後		¥											
				差引増減		¥											
変 更 理 由										営 業 所 所 在 地							
										商 号 又 は 名 称							
										代 表 者 氏 名							
					決 裁		年 月 日										
					決裁設計書送付		年 月 日										

注 決裁欄及び合議先欄は、適宜変更すること。

(その2) 地方局執行工事

分類記号		保 存	年	変 更 理 由						
完 結	年 月 日	立 案	年 月 日							
決 裁 欄	局 長	部 長								
合議先										
<p style="text-align: center;">工 事 変 更 執 行 伺</p> <p style="text-align: center;">次の工事について別冊設計書のとおり変更（第 回）いたした い。</p>										
年 度	年度	会 計	一般・特別							
科 目	款 項 目 節									
設 計 番 号	第 号	前設計金額	¥							
路 線 名 等		内 訳	請負対象額					¥		
工 事 名	工 事		変更設計金額	¥						
工 事 箇 所	市 町 郡	内 訳	請負対象額	¥						
				¥						
施 行 方 法	既定請負者と随意 契約	請 負 代 金 額	前 回	¥						
			変 更 後	¥						
			差 引 増 減	¥						
			決 裁	年 月 日						

注 決裁欄及び合議先欄は、適宜変更すること。

様式第9号（第2条関係） 工事中止（延期）伺

立 案		年 月 日				中 止（延期）理 由	
決 裁 欄	部 長	局 長	課 長				
合議先							
工事中止（延期）伺 次の工事を中止（延期）いたしたい。							
決 裁 通 達	第 号 年 月 日						
設 計 番 号	第 号	請 負 代 金 額	¥				
路 線 名 等		請 負 者 氏 名					
工事名	工 事	中 止 命 令 (延期通知)	年 月 日				
施 行 箇 所	市 町 郡	中 止（延 期）解 除	年 月 日				
完 成 期 日		中 止（延 期）日 数	日	中止（延期）決裁	第 号	年 月 日	

注1 工事中止伺の場合における中止（延期）解除の欄には、中止解除予定年月日を記入すること。

2 決裁欄及び合議先欄は、適宜変更すること。

様式第10号（第2条関係） 工事中止（延期）報告書

工事中止（延期）報告書			
部長様		第 号	
		年 月 日	
		地方局長	
設計番号	第 号	請負人 氏 名	
路線名等		中止命令	年 月 日
工事名	工事	中止解除	年 月 日
施行 箇所	市 町 郡	中止（延 期）日数	日
		完成期日	年 月 日
請負代金 額	¥	中止（延 期）決裁	第 号 年 月 日
中止（延期）理由			

様式第11号（第2条関係） 工事中止（延期）決裁通知書

<p>工事中止（延期）決裁通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>地方局長様</p> <p style="text-align: right;">部長</p>	
設 計 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 中 止（延期） 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

様式第12号（第2条関係） 工事中止通知書

工 事 中 止 通 知 書		
		第 号
		年 月 日
請負者様	地方局長	
次の工事の施行は、 年 月 日から別途通知するまで中止することにしましたので通知します。		
（とされ）		
工事番号及び工事名	第 号	工事

注 通知書のうち、知事が契約担当者の場合には括弧書きによるものとし、局長が契約担当者の場合には括弧書きを削ること。

様式第13号（第2条関係） 工事中止解除通知書

<p>工 事 中 止 解 除 通 知 書</p>		
<p>請負者様</p>		<p>第 号 年 月 日</p>
		<p>地方局長</p>
<p>年 月 日 第 号をもって中止しました次の工事について、中止を解除しましたので通知します。</p>		
<p>(さ れ)</p>		
工事番号及び工事名	第 号	工事
中 止 年 月 日	年 月 日	日
中 止 解 除 年 月 日	年 月 日	日
中 止 日 数		日
中止による完成期日	年 月 日	日

注 通知書のうち、知事が契約担当者の場合には括弧書きによるものとし、局長が契約担当者の場合には括弧書きを削る。

様式第14号（第2条関係） 工事中止解除報告書

工 事 中 止 解 除 報 告 書

第 号
年 月 日

部長様

地方局長

設計番号及び工事名	第 号	工事
中止年月日	年 月 日	
中止解除年月日	年 月 日	
中止日数		日
中止及び追加による完成年月日	年 月 日	

別記参考様式（第2条関係）

（その1）単体発注

1 入札に付する事項

(1) 工事名

〇〇

(2) 工事場所

〇〇

(3) 工事概要

〇〇

(4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から〇年〇月〇日まで

（工事開始日は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して〇日以内）

(5) 予定価格

〇〇円（〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。））

(6) その他

ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。

ウ この工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、電子入札システムにより難しい者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

エ この工事は、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に定める簡易型総合評価落札方式（施工計画型（施工体制確認方式））の対象工事である。

オ この工事の入札においては、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に定める低入札価格調査制度を適用する。

カ この工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年6月1日制定）の対象であり、入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に排除措置の期間がある者の入

札は無効とする。

キ この工事は、愛媛県余裕工期設定工事に係る事務取扱要領（平成28年2月1日制定）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。

（注）案件に応じて適宜修正すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）
- (2) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。
- (5) ○○工事業について、特定（一般）建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。
- (6) ○○工事について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（開札日において効力を有する直近の格付けに係るもの。）の格付け○等級であるもの。
- (7) ○年度又は○年度に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る）、農林水産部及び土木部発注の○○工事に係る工事成

績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）の○年度の平均点数又は○年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

- (8) 開札日から起算して過去○年間に、○○工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。以下同じ。）としての施工実績（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成し引き渡し完了（工事の一部が完成して引渡しが完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）したもの）を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る）、農林水産部及び土木部発注の○○工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。
- (9) 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、当該監理技術者が法第26条第3条第1号又は第2号の規定による場合は、専任は要しない。

ア 監理技術者資格証（○○工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習終了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。

イ 開札日から起算して過去15年間に、(8)に規定する要件を全て満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者又は現場代理人としての従事経験を含む。）を有すること。

ウ 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (10) 簡易型総合評価に係る施工計画等が適正であること。
- (11) 次に掲げる規定による届出を履行していない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- (12) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務

を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

（注） 案件に応じて適宜修正すること。

別記参考様式（第2条関係）

（その2）共同企業体発注

1 入札に付する事項

(1) 工事名

〇〇

(2) 工事場所

〇〇

(3) 工事概要

〇〇

(4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から〇年〇月〇日まで

（工事開始日は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して〇日以内）

(5) 予定価格

〇〇円（〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。））

(6) その他

ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。

ウ この工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、電子入札システムにより難しい者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

エ この工事は、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に定める簡易型総合評価落札方式（施工計画型（施工体制確認方式））の対象工事である。

オ この工事の入札においては、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に定める低入札価格調査制度を適用する。

カ この工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年6月1日制定）の対象であり、構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に排除措置の期間

がある者の入札は無効とする。

キ この工事は、愛媛県余裕工期設定工事に係る事務取扱要領（平成28年2月1日制定）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。

（注）案件に応じて適宜修正すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が〇者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）

ウ 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

商号 ○○

所在地 ○○

カ この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員で

ない者であること。

キ この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

ク ○○工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受け、愛媛県内に許可を受けている本店を有する者であること。

ケ ○年度又は○年度に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る）、農林水産部及び土木部発注の○○工事に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の○年度の平均点数又は○年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

コ ○○工事について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（開札日において効力を有する直近の格付けに係るもの。以下「格付け結果通知」という。）の格付け総合数値が○点以上の者であること。

サ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が開札日から起算して過去○年○月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の建設工事の種別年間平均完成工事高が、○○工事において○億円以上の者であること。

シ 開札日から起算して過去15年間に、次の要件を全て満たす○○工事について、愛媛県内における元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成し引渡し完了（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）したもの（以下「コリンズに登録されたもの」という。））を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る）、農林水産部及び土木部発注の○○工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(ア) ○○であること

(イ) ○○であること

(ウ) ○○であること

・ ・ ・

ス 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、当該監理技術者が法第 26 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定による場合は、専任は要しない。

(ア) 技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目が「建設部門」）とするものに合格した者に限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている場合は不要とする。）を有する者であること。

(イ) 開札日から起算して過去 15 年間に、シに規定する要件を全て満たす工事（元請としてのものであり、かつ、コリンズに登録されたものに限る。）に従事した経験（当該工事の工期の 2 分の 1 以上を占める従事経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者又は現場代理人としての従事経験を含む。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成 16 年 4 月 1 日以後に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る）、農林水産部及び土木部発注の○○工事に係るものにあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものは、従事経験として認めない。

(ウ) 代表者である構成員と開札日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

セ 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を満たす者であること。

ア (2)アからケまでに掲げる要件

イ ○○工事について、格付け結果通知の格付け総合数値が○点以上の者であること。

ウ 直近の経営事項審査の結果通知書の建設工事の種別年間平均完成工事高が、○○工事において○億円以上の者であること。

エ 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) (2)ス(ア)に掲げる要件

(イ) 当該技術者を配置する構成員と開札日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(4) 各構成員の出資比率が、〇パーセント以上であること。

(5) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

(6) 簡易型総合評価に係る施工計画等が適正であること。

(7) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(8) 各構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者
（注）案件に応じて適宜修正すること。